

—目次—

1. 入札時	3
2. 契約締結時	3
①建設工事請負契約書	4
②収入印紙	4
③組立保険（火災保険）契約書の写し	5
④建設業退職金共済収納書	5
⑤契約保証書（履行保証書）	6
⑥前払保証書、前払金請求書（前払金請求ができる場合のみ）	7
⑦口座振替申出書（前払金用、中間及び完成用）	7
⑧請負代金内訳書	8
⑨工程表	9
⑩工事着工届	9
⑪現場代理人・主任（監理）技術者等選任届	10
経歴書、資格者証写し添付	
⑫課税事業者届又は免税事業者届	11
⑬施工計画書	12
⑭施工体制台帳及び施工体系図	13
⑮下請人通知書	14
3. 工事着工時	16
①共同企業体協定書	16
②前払金 払い出し	16
③コリズ（着工）	19
④共同企業体代表者届	21
⑤適用事業報告	22
⑥36 協定	22
⑦特定元方事業者等の事業開始報告（10人未満は省略可能）	24
⑧労働者災害補償保険に加入	24
4. 工事施工中	28
①コリズ（変更）	28
②中間前払金認定書	29
③工事出来高検査請求書	30

③組立保険（火災保険）契約書の写し

案件によっては、この組立保険契約以外に損害賠償補償保険が必要な場合があります。

組立保険（火災保険）は、遡って加入することができません。

つまり、昨日から加入するという事はできないということです。

したがって、契約書の着工期日を早いうちに調べ、着工日までに保険に加入する必要があります。

着工日が確定しないことには保険に加入することができません。

不明な場合は、他の資料（工事名、発注者など）を保険会社に連絡しておき、最後に着工日を連絡しましょう。

契約日の翌日が工事着工日となるケースが多いようです。

又、保険加入期間の最終日は工事完成期日後 14 日とすることが通例です。

つまり、工事終了年月日が 23 年 9 月 1 日であれば、14 日加算し 23 年 9 月 15 日となります。

保険の加入内容は、入札公告や建設工事請負契約書、設計図書などに明示されていますので、そのものをコピーして保険会社に提出し、その内容を満たす保険に加入するようにすれば間違いが防げます。

保険証券の写しを提出するわけですが、原本は 1～2 週間、期間を要するので契約に際しては申込用紙の写しを提出します。

また、役所担当者が保険証券を必要とする場合は、保険会社に依頼すれば簡易の仮保険証券のようなものを発行してくれます。

④建設業退職金共済収納書

これは、当該現場に入場する労働者のための退職金共済の掛金です。

全ての人が当該建設業退職金共済の手帳（加入）を有しているわけではありませんが、請負金額に一定比率を乗じて購入し、購入した証しに収納書を提出します。

この一定比率は、現場の内容に応じて違ってきます。

詳しくは、各都道府県にあります建設業退職金共済に問い合わせてください。

この証紙は、金融機関で購入できますが、構成会社が建設業退職金共済へ加入していないと購入できません。

実務的に、これは印紙のようなもので月単位、週単位、毎日など決められた期間で労働した日数分を手帳に貼り消印します。

手帳のもっている人は、この建設業界を退職した際に、手帳に貼られている枚数（金額）に応じて、退職金が支払われます。

購入に際し、金融機関へは自社の建設業退職金共済加入証と契約書の写し、記入した建設業退職金共済収納書を提出します。

次に、「建設業退職金共済購入報告書」に収納書を添付して役所には提出します。

この報告書は次のとおりです。

平成 年 月 日

様
所在地
商号
代表者名

建設業退職金共済証紙購入報告書

下記のとおり証紙を購入したので、当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名・工事箇所			
契約年月日		平成 年 月 日	
総工事費		円	共済証紙購入額 (うち下請人購入額) (円)
購入 細 算 出 基 礎	A	対象労働者数 人 × 日 × 210 円 =	円
	工事種別 [()] 対象工事における労働者の加入率 %		
B	総工事費 円 ×	×	= 円
		1,000	70%
特記事項			
掛金収納書(発注者用)取付欄			
の り し ろ			

○総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計をいう。

⑤契約保証書

これは、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証です。履行保証とも言い、契約を履行するうえで、受注者が受注物件を履行できなかった場合に保証されるものです。

契約保証の方法は次のいずれかの方法により納付します。

- 1) 銀行保証(銀行等)
- 2) 公共工事契約保証(建設業保証㈱の各社)
- 3) 公共工事履行保証(損害保険会社)
- 4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社)・・・保険証券を寄託のこと。
- 5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 6) 契約保証金の納付

この契約保証は、すべての現場に必要というものではありません。小額な者は免除されるケースがあります。

よく、契約書や現場説明書、設計図書等を確認しましょう。

保証金額または保険金額は、請負代金額の10%以上です。